

第七五回

参第八号

義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（案）

（目的）

第一条 この法律は、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する制度を設けることにより、女子の教育職員の継続的な勤務を容易にするとともに、義務教育諸学校等において行われる教育の一貫性を確保し、もつて義務教育諸学校等の教育水準の維持向上に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「義務教育諸学校等」とは、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。

2 この法律において「教育職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。）教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者に限る。）実習助手及び寮母をいう。

（育児休暇の承認）

第三条 国立及び公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員（臨時的に任用された者及び条件付採用期間中の者を除く。以下「女子教育職員」という。）で一歳に満たない子を育てるものの申請（当該女子教育職員の出産した子に係る申請にあつては、当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間中にされたものに限る。）があつたときは、任命権者（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十七条第一項に規定する県費負担教職員で女子の教育職員であるものについては、市町村の教育委員会とする。第十八条第一項を除き、以下同じ。）は、第十八条に規定する臨時的任用が著しく困難な事情にある場合その他の特別の事情がある場合を除き、育児休暇の承認をしなければならない。

2 任命権者は、前項の申請があつた場合において、当該申請に係る子について当該申請をした女子教育職員に対してすでに育児休暇の承認をしたことがあるときは、同項の規定にかかわらず、育児休暇の承認をしてはならない。

（育児休暇の期間）

第四条 育児休暇の期間は、任命権者が定める日（女子教育職員の出産した子に係る育児休暇にあつては、当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間の満了する日の翌日）に始まり、その始まる日の翌日から当該育児休暇に係る子が一歳に達する日の属する学期の末日までの間において任命権者が定める日に終わる。

2 前項の規定により任命権者が育児休暇の終わる日を定める場合においては、その終わる日が学期の末日となるように定めなければならない。

3 任命権者は、女子教育職員から申出があつたときは、育児休暇に係る子が一歳に達する日の属する学期の末日を限度として、一回に限り、当該育児休暇の期間を延長することができる。この場合においては、その終わる日が学期の末日となるようにしなけ

ればならない。

(育児休暇の終了)

第五条 育児休暇は、次に掲げる場合には、終了する。

- 一 女子教育職員が人事院規則又は条例に基づく産前の休業を始めたとき又は出産したとき。
- 二 女子教育職員が休職又は停職の処分を受けたとき。
- 三 育児休暇に係る子が死亡したとき。

2 女子教育職員から育児休暇に係る子を育てなくなつた旨の届出があつたときは、育児休暇は、その届出のあつた日の属する学期の末日に終了する。

(育児休暇の効果)

第六条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員は、育児休暇の期間中は、その身分を保有するが、職務に従事しない。

2 育児休暇の承認を受けた女子教育職員に対しては、育児休暇の期間中、給与を支給しない。

(不利益取扱いの禁止)

第七条 女子教育職員は、育児休暇の承認を受けて勤務しなかつたことを理由として、不当に不利益な取扱いを受けることはない。

(育児休暇の期間中の勤務)

第八条 任命権者は、義務教育諸学校等における教育の円滑な実施を図るため必要があると認めるときは、第六条第一項の規定にかかわらず、育児休暇の期間中の各月につきそれぞれ三日の範囲内において育児に支障のない限度で、育児休暇の承認を受けた女子教育職員に対し、勤務を命ずることができる。

(国立学校女子教職員の給与等)

第九条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員(国立の義務教育諸学校等の女子の教育職員に限る。以下「国立学校女子教職員」という。)が前条の規定により勤務を命じられて勤務したときは、第六条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、俸給及び教職調整額を支給する。この場合において支給する俸給の額は、当該国立学校女子教職員が育児休暇の承認を受けなかつたとしたならばその受けるべき俸給の月額の一にその勤務した日数を乗じて得た額とする。

2 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員が前条の規定により勤務を命じられて当該育児休暇の期間中の日である基準日(一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十九条の三第一項に規定する基準日をいう。以下この項において同じ。)以前三箇月以内(基準日が十二月一日であるときは、六箇月以内)の日(当該育児休暇の期間中の日に限る。)に勤務したときは、第六条第二項の規定にかかわらず、その者に対し、当該基準日に係る期末手当を支給する。

第十条 一般職の職員の給与に関する法律第十九条の三第二項の規定の適用については、

育児休暇の期間（第八条の規定により勤務を命じられて勤務した日を除く。）は、在職期間でないものとする。

第十一条 育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員が当該育児休暇の終了後再び勤務するに至ったときは、当該育児休暇の期間の三分の二に相当する期間（以下この項において「調整期間」という。）を引き続き勤務したものとみなしてその再び勤務するに至った日若しくはその日から一年以内に昇給の場合に準じてその者の俸給月額を調整し、又は調整期間の範囲内でその再び勤務するに至った日の翌以後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

2 前項の規定により俸給月額を調整された者のうちその調整に際して余剰の期間を生ずる者については、当該余剰の期間に相当する期間の範囲内で、その者の同項の規定による調整後の最初の昇給に係る昇給期間を短縮することができる。

第十二条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第七条の規定の適用については、同条第四項中「、その月数）」とあるのは「その月数、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）に規定する育児休暇により現実に職務をとることを要しなかつた期間についてはその月数の三分の一に相当する月数）」と読み替えるものとする。

2 前項の規定により読み替えられた国家公務員等退職手当法第七条第四項の規定の適用については、第八条の規定により任命権者が勤務を命じた日は、現実に職務をとることを要する日でないものとする。

第十三条 国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第百九十一号）第四条の規定の適用については、同条第三項中「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは

「 四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
五 育児休暇の承認を受けて勤務しなかつた日（義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）第八条の規定により勤務を命じられた日を含む。）」

と読み替えるものとする。

（公立学校女子教職員の給与等）

第十四条 育児休暇の承認を受けた女子教育職員（公立の義務教育諸学校等の女子の教育職員に限る。以下「公立学校女子教職員」という。）については、育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員の給与に関する事項を基準として給料、教職調整額及び期末手当の支給その他の措置を講じなければならない。この場合において、第六条第二項の規定は、適用しない。

第十五条 育児休暇の承認を受けた公立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、育児休暇の承認を受けた国立学校女子教職員の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算に関する事項を基準として必要な措置を講じなければならない。

第十六条 地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第二条の規定の適用については、同条第六項中「四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日」とあるのは

「 四 職員団体の業務にもつぱら従事するための許可を受けて勤務しなかつた日
五 育児休暇の承認を受けて勤務しなかつた日（義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律（昭和五十年法律第 号）第八条の規定により勤務を命じられた日を含む。） 」

と読み替えるものとする。

第十七条 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第十二条の規定の適用については、同条第三項中「四 試の使用期間」とあるのは

「 四 試の使用期間
五 育児休暇の期間 」

と読み替えるものとする。

（臨時的任用）

第十八条 任命権者は、育児休暇の承認をする場合においては、当該育児休暇に係る女子教育職員が勤務する義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、当該育児休暇の期間を任用の期間として、校長以外の教育職員を臨時的に任用しなければならない。ただし、当該義務教育諸学校等に当該育児休暇の期間中当該女子教育職員の職務を代わつて行うことができる校長以外の教育職員（正式採用された者又は条件付採用期間中の者に限る。）がある場合において、その者に当該女子教育職員の職務を代わつて行わせるときは、この限りでない。

2 前項の規定による臨時的任用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第六十条第一項から第三項までの規定及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十二條第二項から第五項までの規定は、適用しない。

（私立の義務教育諸学校等において講ずべき措置）

第十九条 私立の義務教育諸学校等の設置者は、女子の教育職員の育児のための休暇に関する措置を講ずるとともに、当該休暇の期間中、当該義務教育諸学校等の教育職員の職務を補助させるため、校長以外の教育職員を臨時的に採用するように努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、昭和五十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 昭和四十九年十月一日から昭和五十年三月三十一日までの間に人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間が満了した女子教育職員については、第三条第一項中「当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間中に」とあるのは「昭和五十年四月三十日までに」と、第四条第一項中「当該子の出産に係る人事院規則又は条例に基づく産後の休業の期間の満了する日の翌日」とあるのは「昭和五十年五月

一日」と読み替えて、この法律の規定を適用する。

(公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正)

- 3 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和三十三年法律第百十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条に次の一号を加える。

三 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律(昭和五十年法律第号)第十八条第一項の規定により臨時的に任用される者

(公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律の一部改正)

- 4 公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十八号)の一部を次のように改正する。

第二十三条に次の一号を加える。

三 義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する法律(昭和五十年法律第号)第十八条第一項の規定により臨時的に任用される者

理 由

義務教育諸学校等の教育水準の維持向上を図るため、義務教育諸学校等の女子の教育職員の育児休暇に関する制度を設け、女子の教育職員の継続的な勤務を容易にするとともに、義務教育諸学校等において行われる教育の一貫性を確保する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。